

B 様

神戸市監査委員 近 谷 衛 一

政務調査費の支出に関する住民監査請求について（通知）

平成 17 年 8 月 12 日付及び 30 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 17 年 8 月 12 日付及び 30 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

(1) 政務調査費の支出に関する住民監査請求（平成 17 年 7 月 22 日）に対し、平成 17 年 8 月 2 日付（神監第 150 号）で、神戸市監査委員が行った不受理決定は、請求人の主張を完全に誤解して、誤った法解釈のもとで行われたものであるので、再検討の上、内容に即した監査をすることを求める。

(2) 監査対象が不特定であるとの監査委員の指摘について、請求人は、政務調査費の個々の支出が個別に違法であると推測に基づいて主張するものではなく、領収書の添付を求めないで、その支出の公益性を判断する担保を置くことなく、どのように使われているかまったくわからず検証のしようもない支出は、客観的に地方自治法 232 条の 2 に違反して、全体として違法である。全額が違法であり、返還させるか、市長に賠償させることを各年度の支出額を明記して求めており、これで監査請求の対象は明示され、特定されている。

なお、本件監査請求は、政務調査費の個々の支出を個別具体的に摘示するものではないが、地方自治法 232 条の 2 違反を主張しており、最高裁判例により、政務調査費を一体と見てその違法不当を主張するものである。

さらに請求人は、特定年度の政務調査費が領収書の添付を求めないしくみであることが違法であると主張しているのであるから、最新の判例により、監査委員が認識できる程度には監査請求の対象を摘示していることになる。監査委員の判断は、その職務を放棄したものであるというほかない。

(3) 法令の違法を主張しているとの却下理由については、監査委員は、政務調査費の法令上の根拠として、地方自治法 100 条 13、14 項だけと誤解しているのではないか。特例として地方自治法 232 条の 2 を適用除外するとの規定がないから、この規定も適用されると考えるしかなく、この規定も政務調査費の法令上の根拠なのである。

一般に補助金支給のさいには、その用途明細と領収書が要求されるが、そんなことはいちいち個別の法令には書いていない。当たり前のことである。さらに、地方自治法 221 条 1、2 項の規定により、政務調査費を支出する市長は、その執行の適正を期するため、その状況を調査し、又は報告を徴することができるのである。それをしなければ、政務調査費の執行の適正は担保されないから、市長はこの権限を行使しなければならないのである。その方法

は、普通には領収書の添付要求である。

したがって、領収書の添付要求は、立法論ではなく、現行法の要求である。支出の明細、領収書の添付を要求しないで補助金を支給すること自体、違法である。こんなことは常識であり、市長も普段はそうのように補助金業務を行っており、政務調査費の場合だけそれは許されないと考える理由は全くない。

(4) 監査委員は、監査請求書を勝手に誤解して、勝手な判断をする前に、請求人の主張に疑問を持ったなら、釈明し、補正を求めて、実体に入った判断をするように、その職務を誠実にを行うようにされたい。

(5) 本件は、監査請求が違法に却下されたので再度の監査請求を求めるものである。最高裁判例によりこの再度の監査請求は適法である。早急に監査されたい。

その際には、この監査請求書のほか、最初の監査請求書の趣旨も理解されて、万事遺漏のないようにされたい。

## 第2 受理できない理由

今回の請求は、政務調査費に関する平成 17 年 7 月 22 日付住民監査請求（以下、「前回請求」という。）が不受理となったことについて、「われわれの主張を完全に誤解し、誤った法解釈のもとで行われた」と主張し、再度の監査を求めるものである。

請求人は証する書面として、前回請求の請求書及び平成 17 年 8 月 2 日付不受理通知を添付し、請求書自体には、不受理に対する請求人の主張を述べている。そのため、請求書と証する書面として添付されている前回請求及び不受理通知を総合して判断した。

前回請求については、次の 2 点により不受理とした。

### (1) 対象の行為等が特定されていない

住民監査請求においては、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要するとされている。また、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、監査請求の対象が特定の財務会計上の行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されていれば、これをもって足りるとされている。

本件請求において、請求人は、「・・・支出の公益性を担保するために、領収書の添付と、『市政に関する調査及び研究の目的』に使用されたかどうかを確認するしくみが不可欠である。用途自由の政務調査費支出は地方自治法 232 条の 2 に違反して、違法である。」とし、「この条例に基づく政務調査費の支出はすべて違法である」と主張するが、これは請求人の主観に基づく推論に過ぎず、違法・不当な財務会計行為が特定されているとは認められない。

### (2) 法令の違法性を主張している

請求人は、「・・・地方自治法 100 条 13 項は、同法 232 条の 2 の規定を適用除外していないから、政務調査費にも公益性の規制はかかると解するしかない。したがって、その支出の公益性を担保するために、領収書の添付と、『市政に関する調査及び研究の目的』に使用されたかどうかを確認するしくみが不可欠である。用途自由の政務調査費支出は地方自治法 232 条の 2 に違反して、違法である。」と記載しており、違法性を主張している。

しかし、政務調査費については、法令上の根拠である地方自治法第 100 条第 13 項及び第

14 項の規定に基づいて定められた「神戸市会政務調査費の交付に関する条例」により支出されており、法令では領収書の添付は義務づけられていない。領収書添付を要求する請求人の主張は、立法論であり、住民監査請求の対象とはならない。

今回の請求において、請求人は、不受理理由(1)について、「領収書の添付を求めないで、その支出の公益性を判断する担保を置くことなく、どのように使われているのか、まったくわからず検証のしようもない支出は、客観的に地方自治法 232 条の 2 に違反して、全体として違法であると主張しているのである」とし、「監査請求の対象は明示され、特定されている」と主張する。

しかし、領収書添付を義務付けていないことをして、政務調査費の全額が地方自治法 232 条の 2 に違反すると断定することは、前回請求時の主張と何ら変わるところはなく、対象の行為を特定しているものとは認められない。

また、不受理理由(2)について、請求人は、「一般に、補助金支出のさいには、その用途明細と領収書が要求されるが、そんなことはいちいち個別の法令には書いていない。当たり前なことである」と述べた上で、「政務調査費を支出する市長は、その執行の適正を期するため、その状況を調査し、又は報告を徴することができるのである。それをしなければ、政務調査費の執行の適正は担保されないから、市長はこの権限を行使しなければならないのである。その方法は、普通には領収書の添付要求である」とし、「したがって、領収書の添付要求は、立法論ではなく、現行法の要求である。支出の明細、領収書の添付を要求しないで補助金を支給すること自体、違法である」と主張する。

しかし、これも前回請求時の「・・・地方自治法 100 条 13 項は、同法 232 条の 2 の規定を適用除外していないから、政務調査費にも公益性の規制はかかると解するしかない。したがって、その支出の公益性を担保するために、領収書の添付と、『市政に関する調査及び研究の目的』に使用されたかどうかを確認するしくみが不可欠である。用途自由の政務調査費支出は地方自治法 232 条の 2 に違反して、違法である。」とする主張と何ら変わるところはなく、「現行法の要求である」とは認められない。

よって、請求人の主張は、前回請求の際と実質的には何ら変わるところがなく、請求について、新たな理由・根拠等を追加するものでもないため、本件請求は、前回請求と同様に地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。

なお、横山道弘委員、吉田基毅委員、米田和哲委員は、本件監査請求について利害関係があるので、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。